

1.事業説明シート

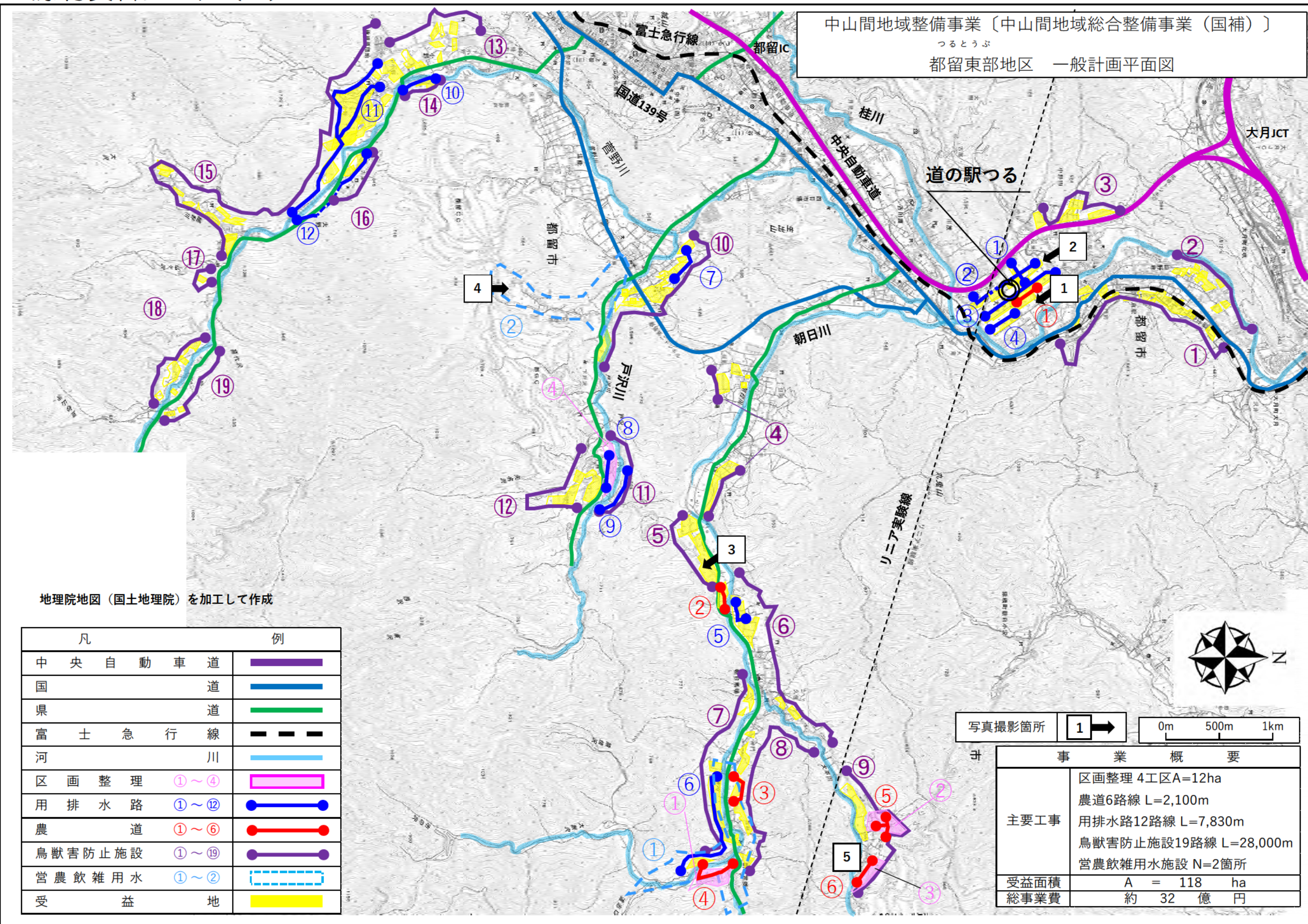
(区分) 国神 ・ 県単

事業名	中山間地域整備事業〔中山間地域総合整備事業（国補）〕	事業箇所	都留市 田野倉～大野	地区名	つるとうぶ 都留東部	事業主体	山梨県
(1) 事業の概要		(2) 整備内容					
①課題・背景		① 整備内容 区画整理 A=12ha、農道L=2,100m、用排水路L=7,830m、鳥獣害防止施設L=28,000m、営農飲雑用水施設 N=2箇所					
本地区は、都留市の北東部に位置する中山間地域であり、主に水稻や露地野菜などが生産されているほか、近年ではぶどう、ももといった果樹の栽培も開始されている。 しかしながら、地区内には小規模なほ場が多く、農道や用排水路が未整備な上、サル、シカ等の野生獣による被害が発生するなど、高収益農業を振興していくうえで多くの課題を抱えている。 一方、市の農業振興の核となる「道の駅つる」の開業に伴い、地域農産物の新たな販路が確保され、生産意欲の向上につながっている。併せて観光客をターゲットとした都市・農村交流の推進や地域教育との連携が図られている。 このことから、区画整理や農道、用排水路等の地域ニーズに合った基盤整備を実施し、地域農産物の生産性の向上と農業経営の安定化を図ると共に、生活環境の整備を総合的に行うことにより継続的な地域農業の発展と地域振興を図るものである。		② 着手年度 令和7年度 ③ 完成見込年度 令和15年度					
②整備目標・効果		④ 総事業費 約3,200百万円 (国費1760百万円(5.5/10) 県費960百万円(3/10) 市費480百万円(1.5/10))					
○主要目標 ○中山間地域等の農村生活・生産機能の向上		⑤ 年度別の整備内容 (事業費)					
区画整理等の基盤整備の実施により、担い手農業者への農地集積を図るとともに作業効率の向上など地区内の営農条件が改善する。 ・農業所得の増加額 1,429千円/ha ≧ 1,332千円/ha ※		令和7年度 測量・設計・換地 50 百万円					
○副次目標 ○集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上		令和8年度 区画整理、用排水路 300 百万円					
・対象路線の幅員4m以上道路延長率 100% ≧83.0% ※		令和9年度 区画整理、用排水路 300 百万円					
○農業用排水能力の向上		令和10年度 農道、用排水路 350 百万円					
・施設老朽度 使用年数(45年)÷耐用年数(30年) =1.5≧1.0※		令和11年度 鳥獣害防止施設、営農飲雑用水施設 550 百万円					
・用排水能力向上率 (計画用排水能力) 1.223m ³ /s÷(現況用排水能力) 1.141m ³ /s =1.072≧1.0※ (※評価基準値)		令和12年度 区画整理、鳥獣害防止施設 450 百万円					
○鳥獣被害の軽減		令和13年度 用排水路、鳥獣害防止施設 500 百万円					
・被害軽減額 434千円/ha・年 ≧ 254千円/ha・年		令和14年度 鳥獣害防止施設、営農飲雑用水施設 500 百万円					
○副次効果 ○遊休農地の解消（遊休農地を農地として再利用する具体的な計画あり）		令和15年度 鳥獣害防止施設、換地 200 百万円					
③目標達成の方法		※記載内容は見込みであり、確定したものではない。					
担い手農業者への農地集積を進め農作業効率の改善を図るため、区画整理などの生産基盤の整備と農村生活環境の改善を図るため、営農飲雑用水施設の整備総合的に行う。 区画整理4工区、農道6路線、用排水路12路線、鳥獣害防止施設19路線、営農飲雑用水施設2箇所		⑥既整備内容・期間・事業費 該当なし					
		(3) 中・長期計画等の位置付け					
		・「山梨県総合計画」（令和5年10月策定） ・「山梨県社会資本整備重点計画（第4次）」（令和4年9月改定） ・「やまなし農業基本計画」（令和6年1月策定）					
		(4) 事業位置図					
							

2.評価シート

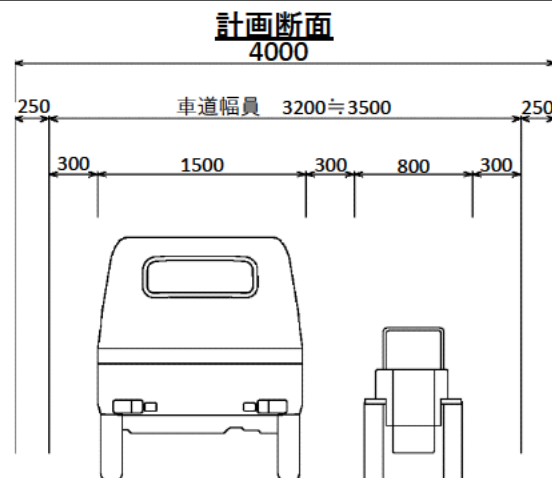
(1) 公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	(5) 整備手法の有効性																																										
(理由) 本事業は食料・農業・農村基本法に位置づけられている、農業の持続的発展、食料安全保障の確保、景観保全などの多面的機能の発揮に資するものであり、行政が行うべきものである。	(理由) 農業生産基盤を一体的に整備することで、営農条件が改善されるため、農業の振興には最適な事業であるとともに、老朽化した水路の整備を進めることで農業経営の安定化を図り、同時に継続的な農地の保全につなげるものである。																																										
(2) 事業執行主体の妥当性（県が行うべき事業か）	☐ 他																																										
(理由) 本事業は、農業生産基盤を整備して農作業の効率化や農業経営の安定化を図るものであり「土地改良法施行令」第50条第7項に規定される県が主体となって行うべき事業である。	(状況) 中山間地域のような生産の条件不利を改善するためには、本事業の他に適した事業はない。																																										
(3) 経済効率性	(6) 環境負荷等への配慮																																										
(理由) <table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>3,200 百万円</td> <td>工期</td> <td>R7~R15</td> <td>基準年</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>2,729 百万円</td> <td>便益</td> <td>4,068 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事業費</td> <td>2,381 百万円</td> <td>作物生産効果</td> <td>1,242 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連事業費等</td> <td>348 百万円</td> <td>営農経費節減効果</td> <td>1,102 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>走行経費節減効果</td> <td>491 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他※</td> <td>1,233 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B/C</td> <td>1.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※その他は、維持管理費節減効果、品質向上効果、国産農産物安定供給効果、生活用水確保効果。 費用便益比（B/C）は、1.0を超えており、経済効率性は確保されている。	総事業費	3,200 百万円	工期	R7~R15	基準年	R6	費用	2,729 百万円	便益	4,068 百万円			当該事業費	2,381 百万円	作物生産効果	1,242 百万円			関連事業費等	348 百万円	営農経費節減効果	1,102 百万円					走行経費節減効果	491 百万円					その他※	1,233 百万円			B/C	1.5					(理由) 本事業の実施にあたっては、既存施設の改修を中心とすることで、環境への負荷の軽減を図る。 基盤整備では、土の切盛量を最低限に抑えるなど現状の地形に配慮した計画にする。 なお、工事による生態系、景観等への影響があると判断された場合には、回避、代替、低減などを踏まえた対策を講ずる。
総事業費	3,200 百万円	工期	R7~R15	基準年	R6																																						
費用	2,729 百万円	便益	4,068 百万円																																								
当該事業費	2,381 百万円	作物生産効果	1,242 百万円																																								
関連事業費等	348 百万円	営農経費節減効果	1,102 百万円																																								
		走行経費節減効果	491 百万円																																								
		その他※	1,233 百万円																																								
B/C	1.5																																										
(4) 事業実施・規模の妥当性	(7) 事業計画の熟度																																										
(理由) 地区内の営農条件改善に必要な整備量としている。	(理由) 事業の円滑な推進のため、関係市は事業計画にあたり耕作者を対象とした説明会や営農に対するアンケート調査を実施しており、整備を希望し合意された施設を整備対象としている。 また、事業を進めるうえで地域間の連携や調整が重要であることから、地区内の代表者で構成する「都留東部地区事業推進協議会」が設立されるなど、地元の理解度は高く、事業を推進する体制も整っている。																																										
☐ 同等施設等（計画を含む）の有無	《総合評価》																																										
(状況) 新設若しくは老朽化した既存施設の改修であり、機能を代替する施設はない。	7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。																																										
☐ 必要整備内容とその根拠																																											
(状況) 区画整理： 農作業の省力化や農地集積・集約化を図るためのもので、狭小かつ不整形で作業効率が悪く、地域農業者への集積が進んでいない農地を対象とした。 用排水路： 老朽化による漏水など、機能に支障をきたしている水路を対象とした。 農道： 農作物の運搬時に農作業車両がスムーズにすれ違うことができるように、道幅が狭い農道を対象とした。 鳥獣害防止施設： シカ、イノシシによる農作物被害を防ぐため、地区内の農地を対象とした。 営農飲雑用水： 安定した用水を供給するために必要な施設を対象とした。																																											

3.添付資料シート（1）



3.添付資料シート（2）

1 農道



地区内の農道は道幅が狭く、農作業車両のすれ違いが困難である。
また、舗装されていないことから、降雨時等に道路表面の軟弱化や轍が発生し、維持管理に多大な労力を要している。

2 用排水路



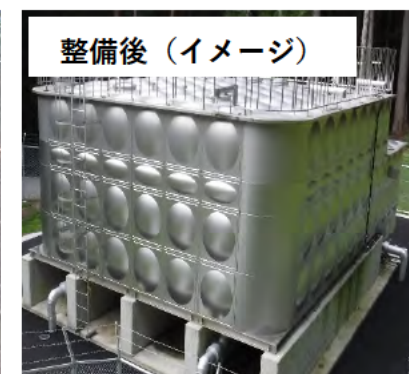
水路の経年劣化の影響で、漏水が発生し水路補修などの維持管理に苦慮している。

3 鳥獣害防止施設



地元農業者によって簡易的な柵が設置されているが、強度や高さの不足により野生鳥獣の被害を防げていない。

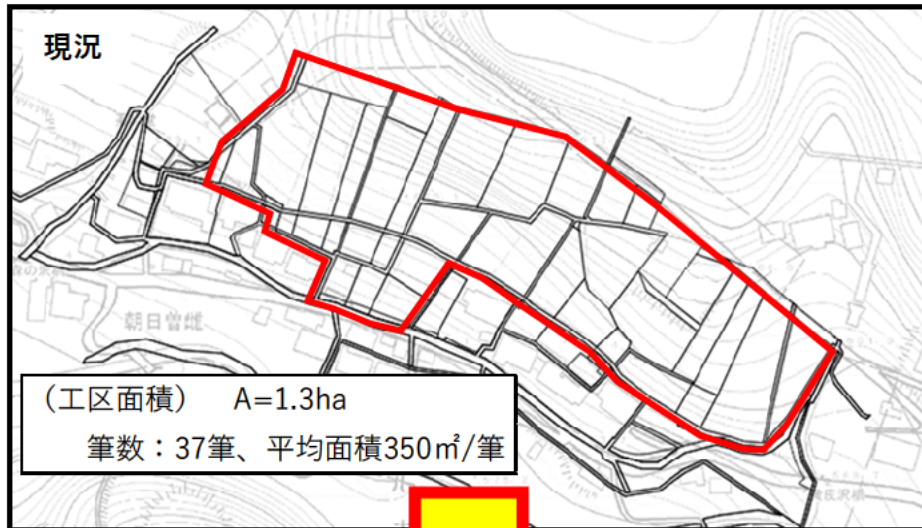
4 営農飲雑用水



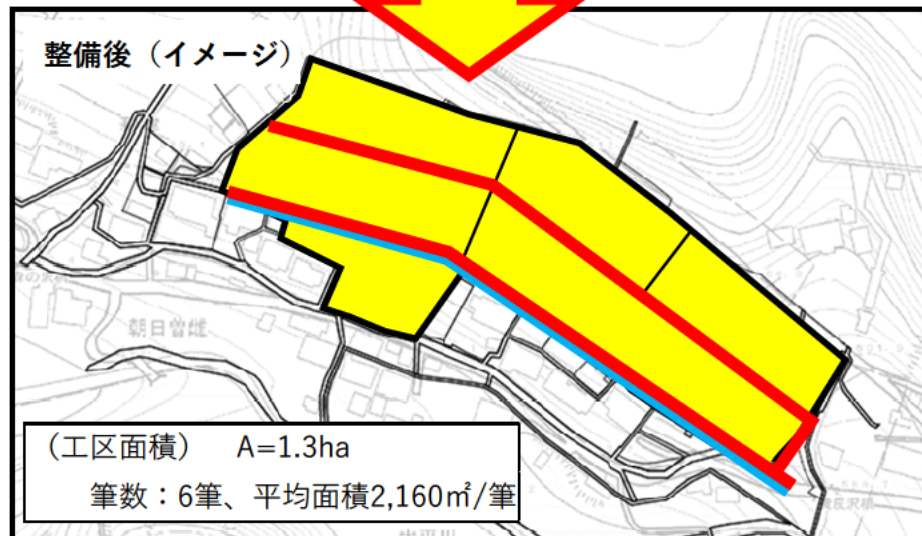
簡易水道の老朽化により、今後の安定した営農飲雑用水の供給が危ぶまれる状況である。
そのため、導水管、貯水槽の改修を行い、機能改善を図る。

5 区画整理

現況



整備後（イメージ）



区画整理により、狭小で不整形な農地の傾斜の緩和や、区画を拡大することで農作業の効率化を図る。

「道の駅つる」を核とした農業の振興

イベント開催状況



地元農業者を講師とした体験農園



リニア見学センター付近に立地する「道の駅つる」は、平成28年に開業し、県内外から多くの客が訪れている。事業実施により生産性の向上を図ることでさらに活性化が見込める。



近隣では新たにもも等の栽培が開始され、品数の充実に寄与している。